

(目的)

第1条 この規程は、本学が掲げる理念及び目的を実現するために、教育研究活動等において企画・設計、運用、検証及び改善・向上の循環を適切に機能させて、教育の充実及び学生の学習成果向上を図り、本学の教育研究活動等の質が適切な水準にあることを、本学自らの責任で説明する恒常的かつ継続的な過程（以下「内部質保証」という。）の推進に関して必要な事項を定める。

(内部質保証の推進体制)

第2条 本学は、大学の自律性を重んじる自己点検・評価活動を基盤として内部質保証を推進する。

- 2 本学の内部質保証を推進するため、同志社女子大学内部質保証推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 3 第1項に規定する自己点検・評価活動に関する事項は、同志社女子大学自己点検・評価規程（以下「自己点検・評価規程」という。）に定める。
- 4 本学の内部質保証について客観的な検証を行うため、委員会は学外有識者に意見を求めることができる。学外有識者は、評議会の議を経て学長が委嘱する。

(内部質保証の推進方法)

第3条 本学は、内部質保証を推進するため、次の事項を設定する。

- (1) 本学の教育理念並びに教育目標に基づく学部学科及び大学院研究科専攻の人材の養成に関する目的
- (2) 前号の人材の養成に関する目的に基づく学部学科及び大学院研究科専攻の学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針並びに入学者受入れの方針（以下「3ポリシー」という。）
- (3) 大学の諸活動に係る次の方針及び計画
  - ア 中・長期の将来計画
  - イ 内部質保証に関する方針
  - ウ 大学が求める教員像及び教員組織の編成に関する方針
  - エ 学生支援に関する方針
  - オ 教育研究等環境の整備に関する方針
  - カ 社会連携・社会貢献に関する方針
  - キ 大学の管理運営に関する方針
  - ク 中・長期の財政計画
- 2 学長は、委員会から自己点検・評価結果の報告及び改善策又は向上策の提案を受け、必要があると認めた場合、部長又は研究科長に改善・向上に向けた指示を行う。
- 3 学長は、委員会から内部質保証システムの適切性に関する点検・評価結果について報告を受け、必要があると認めた場合、委員会に改善を指示する。

- 4 学長は、自己点検・評価結果及び内部質保証の状況を評議会及び教授会に報告する。
- 5 学長は、自己点検・評価結果、内部質保証の状況並びに本学の基本的情報を、本学ホームページ等を活用して積極的に公表する。

(委員会の任務)

第4条 委員会は、次の事項を任務とし、本学の内部質保証の推進に責任を負う。

- (1) 大学及び大学院の人材の養成に関する目的並びに大学の教育目標の確認
- (2) 第3条第1項第2号に規定する3ポリシーに関する事項の検証
- (3) 第3条第1項第3号に規定する方針及び計画に関する事項の検証
- (4) 第2条第1項に規定する自己点検・評価活動に係る点検・評価項目等の設定
- (5) 本学の自己点検・評価活動の統括
- (6) 全学の自己点検・評価結果の検証及び検証内容に基づく改善策又は向上策の学長への提案
- (7) 自己点検・評価報告書又は自己点検・評価年報の作成及び学長への報告
- (8) 自己点検・評価活動の実施体制、点検・評価項目、自己点検・評価の実施方法についての定期的な見直し及び改善
- (9) 内部質保証システムの適切性に関する点検・評価及び学長への報告
- (10) 認証評価の受審に関する事項
- (11) その他必要な事項

(委員会の構成)

第5条 委員会は、部長及び研究科長をもって構成する。

(委員会の運営)

第6条 委員会には、委員長を置く。

- 2 委員長は、企画部長をもって充てる。
- 3 委員会は、委員長が招集し、議長となる。
- 4 委員会は委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 5 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(内部質保証推進運営部会)

第7条 委員会は、委員会の下に内部質保証推進運営部会（以下「運営部会」という。）を置く。

- 2 運営部会は、自己点検・評価規程第4条第3項に基づき報告された自己点検・評価結果を全学的観点から検証し、自己点検・評価報告書等の原案を作成し、委員会に提出する。また、必要に応じて、改善策又は向上策の提案を委員会に行う。
- 3 運営部会は、次の者をもって構成する。ただし、必要に応じて、学長が委嘱する者若干名を加えることができる。
  - (1) 企画部長
  - (2) 教務部長
  - (3) 学生支援部長

(4) 総務部長

4 運営部会の長は、企画部長をもって充てる。

(事務)

第8条 本学の内部質保証の推進及び委員会並びに運営部会に関する事務は、企画部企画課が行う。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、委員会、常任委員会及び評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2019年3月1日から施行する。